

# 株式会社スポーツクリエイト

## 1FCジュニアサッカースクール

254川越富士見校

### 会員規約

#### 第1条(目的)

株式会社スポーツクリエイト(1FCジュニアサッカースクール)(以下「スクール」といいます)は、会員の皆様が施設やプログラムを安心して快適にご利用頂くため「会員規約」(以下「本規約」という)を定め、会員に対し本規約に従って情報とサービスを提供し、充実したスクールライフの実現を目指すことを目的とします。

#### 第2条(会員)

本規約に賛同し、別紙の利用規定を承認のうえ所定の申込み手続後、承認した方を会員と認定します。会員による当施設の利用規約については別に定めます。

#### 第3条(入会資格)

1. スクールの入会資格は、次のとおりとし、スクールに入会いただける方は、これらの項目全てを満たす方とします。
  - (1) スクールのプログラムに堪え得る健康状態であることをスクールに申告いただいた方。
  - (2) 本会員規約・別途定めた利用規約に同意いただいた方。
  - (3) 暴力団関係者でない方。
  - (4) 過去に会社より除名等の通告を受けていない方。
  - (5) 会社が別途定める審査手続きにおいて入会資格が認められた方。
2. 会員は、会社に対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力等」といいます)に該当しないことを保証します。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロその他前各号に準ずるもの
3. 会員は、会社に対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後も行う予定がないことを保証します。
4. 会員は、会社に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。
5. 会員は、会社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いてスクールの信用を毀損し、またはスクールの義務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
6. スクールは、会員が本条の一にでも反する場合、利用またはレッスン受講を停止し、および/または、規約を含むスクールと会員との間の契約一切を解除することができます。
7. 会員は、第19条(利用の禁止)の各号に該当する方はご入会頂けません。

#### 第4条(入会手続き)

1. スクールに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込手続きを行っていただきます。
2. 前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、スクールが別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め了承いただきます。
3. 未成年の方が入会しようとするときは、スクールが特に認めた場合を除き、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。
4. 前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

#### 第5条(届け出内容変更手続き)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただく必要があります。その後に変更があった場合も同様です。
2. スクールより会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

#### 第6条(個人情報保護)

1. スクールは、スクールの保有する会員の個人情報を、スクールが別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。
2. スクールは、その他法令に基づく場合を除いて、ご本人様の同意なく当個人情報を第三者に提供することはありません。
3. 会員は、自己がスクールに提供した個人情報が正確であることを保証します。スクールは、当該情報が正確であることにより会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

#### 第7条(諸費用)

1. 受講料などの諸費用は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める口座引落(一部現金入金)により諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じてそれぞれの諸費用を払い込むものとします。
3. 一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたはスクールが認める理由がある場合を除き、返還できません。

#### 第8条(会員資格の相続・譲渡)

スクールの会員資格は、他の方に相続・譲渡できません。

#### 第9条(その他会員以外の施設利用)

スクールは、会員以外の方によるビジター利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本規約を適用します。

#### 第10条(諸規則の遵守)

会員は、スクールのレッスン、サービスの利用にあたり、本会員規約および利用規定を遵守し、スクールのスタッフ(以下「スタッフ」といいます)の指示に従うものとします。

#### 第11条(禁止事項)

会員は、スクール内およびスクール近隣地域にて次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)やスタッフ、スクールを誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方やスタッフを殴ったり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発したり、他の方やスタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) スクールの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方やスタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (11) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- (12) スクール内の秩序を乱す行為。
- (13) その他、スクールが会員としてふさわしくないと認める行為。

#### 第12条(損害賠償責任免責)

1. 会員がスクールの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、スクールは、スクールに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、スクールは、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

#### 第13条(会員の損害賠償責任)

会員がスクールの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由によりスクールまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

#### 第14条(会員資格喪失)

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第15条に定める退会手続きが完了したとき。
- (2) 第16条によりスクールに除名されたとき。
- (3) 会員本人が死亡されたとき。
- (4) 破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき。または任意整理の申し出があったとき。
- (5) 所定の入会申込手続きおよび審査手続きが完了し、利用開始日が到来して会員資格を得たにもかかわらず、利用開始日の翌日から所定の期間内に利用を開始しないとき。

#### 第15条(退会)

会員は、自己都合により退会するときは、スクールが定めた期日までに、スクール所定の書面により手続きを完了していただく必要があります。スクールは、退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。

#### 第16条(会員に対する除名処分)

次の各号に該当する場合、スクールは、その会員に対して警告あるいはスクールから除名することができます。

- (1) 第3条の入会資格を喪失したとき。
- (2) スクールの会員規約および利用規則に違反したとき。
- (3) 第18条に該当したとき。
- (4) 支払方法の設定が確認できないとき(会員が支払方法を設定した後に、その支払方法が利用できなくなったときも同様とします)。
- (5) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
- (6) 法令に違反したとき。
- (7) その他、スクールが本会員としてふさわしくないと認めたとき。

#### 第17条(施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するとき、スクールは、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業等による場合。
- (4) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないとスクールが判断したとき。

#### 第18条(利用の禁止)

次の各号に該当するときは、利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者であることが判明した場合。
- (2) 刺青、タトゥーがあることが判明したとき。
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (4) 過去にスクールより除名の通告を受けていたことが判明した場合。
- (5) 第11条各号で禁止される行為を行ったとき。
- (6) その他、正常な施設利用ができないとスクールが判断したとき。
- (7) 入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員(但し、スクールが特に認めた場合を除きます)。
- (8) 入会申込時から一度もスクールに対し本人確認情報が提示されていないとき。

#### 第19条(利用の制限)

次の各号に該当するときは、施設利用を制限します。

- (1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないとスクールが

- (2) 判断したとき。
- (3) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (4) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
- (5) 妊娠されていることが判明したとき。
- (6) その他、正常な施設利用ができないとスクールが判断したとき。

#### 第20条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

1. スクールは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用および運営システムについて、スクールが必要と判断したときはこれらを変更することができます。
2. 前項に定める会員が負担すべき諸費用および運営システムを変更するとき、スクールは、一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

#### 第21条(利用規約の改定)

スクールは、規約等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、スクールは一ヶ月前までに告知することとし、改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

#### 第22条(告知方法)

本規約における会員への告知方法は、施設内の掲示、配布物、メール送信とします。

#### 第23条(管轄裁判所)

本規約に基づき、会員とスクールとの間で訴訟の必要性が発生した場合、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とします。

2016年8月1日制定

■会員の個人情報の取扱いに関するお問合せは下記相談窓口まで  
株式会社スポーツクリエイト  
個人情報保護管理責任者 株式会社スポーツクリエイト監査役  
担当窓口:個人情報取扱い事務局  
TEL :03-5789-7751  
FAX :03-5789-7752  
メールアドレス:privacy@sports-create.com